

第3次新発田市環境基本計画策定支援業務委託プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要領は、新発田市（以下「本市」という。）において、気候変動対策、生物多様性保全、循環型社会形成など、本市を取り巻く環境問題を解決し、持続可能な地域社会を実現することを目指し、第3次新発田市環境基本計画（以下「第3次計画」という。）を策定するにあたり、豊富な経験、高度な情報収集力及び分析能力を有する事業者の中から、公募型プロポーザル方式により、本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

本市は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年に新発田市環境基本計画（第1次）を策定し、平成28年には第2次計画を策定した。現行の計画は令和7年度に計画期間が満了することから、次期計画を策定する必要がある。

また、本市は、令和3年6月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和5年9月には新発田市地球温暖化対策実行計画を策定した。

これにより、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、計画を実行に移行させ、脱炭素化に向けた取組を加速させる必要がある。一方で、令和6年5月に閣議決定された環境基本法に基づく第六次環境基本計画においては、地球温暖化対策に加え、気候変動適応など新たな環境課題への対応も求められている。

これらの環境課題に対応するため、本市では第六次環境基本計画を踏まえ、地球温暖化対策、気候変動適応、生物多様性保全、循環型社会形成の強化を図るための基本方針や具体的な取組を検討し、地域特性に即した施策を反映した第3次計画を策定する。

3 業務概要

- (1) 業務名 第3次新発田市環境基本計画策定支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

4 提案上限額

6,996,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものです。
- (2) 上記提案上限額を超えないでください。

5 参加資格

(1) 応募の形態

ア 本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務を十分に遂行する能力を有すると認められる単独企業、又は複数企業による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。また、参加表明書類の提出後は、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、本市と協議のうえ、本市がこれを認めた場合はこの限りではありません。

なお、単独企業として応募する場合、共同企業体の構成員となることはできず、共同企業体の構成員も他の共同企業体の構成員になることはできません。

共同企業体の代表事業者 1 者は本市の対応窓口となり、本業務遂行の責任を負うものとし、当該共同企業体における出資割合が最大であることを要します。また、参加表明書提出時には、すべての構成員を明示するものとします。

(2) 応募資格

参加者（構成員含む。）は、次のアからサまでのすべての要件を満たすものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、新発田市の資格審査を経て有資格業者と認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可決定が確定された者を除く。

オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 営業に関し許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けていること。

キ 法人税又は所得税及び消費税、地方消費税並びに新発田市の市税を滞納していないこと。

ク 新発田市物品の調達等入札参加資格審査規程（平成19年新発田市告示第27号）第2条に規定する物品の調達等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に搭載されている者で、営業種目「各種調査企画／計画策定」に登録している者であること。

ケ 新潟県内に主たる営業所又は従たる営業所（公告日時点で、主たる営業所から本市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所）を有すること、また、本市と円滑な連絡調整ができるとともに、本市の指示に柔軟に対応できる体制を有すること。

コ 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させるとともに、本業務を円滑・確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

サ 公告日の前日から起算して、過去10年以内に、本業務に類似する業務実績を有すること。

※契約締結後であっても、上記ア～サの条件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合がある。

6 スケジュール

公募のスケジュールは、以下のとおり行う予定です（ただし、変更する場合がある。）。

内容	期間等
公告	令和7年5月21日（水）
参加表明書の提出期限	令和7年6月13日（金）15時まで
質問の受付期間	令和7年5月21日（水）～5月26日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年6月20日（金）15時まで

審査（プレゼンテーション審査）	令和7年6月30日（月）午後
選定結果の通知、公表	令和7年7月上旬
契約の締結	令和7年7月下旬
業務の開始	令和7年7月下旬

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出してください。

提出期限	令和7年6月13日（金）15時まで
提出書類	1 参加表明書（様式1号-1又は様式1号-2） ※共同企業体で応募する場合は、様式1号-2の提出とともに協定書（様式1号-3）の提出が必要となります。 2 協定書（様式1号-3） 3 誓約書（様式1号-4又は様式1号-5） 4 法人概要書（様式2号） 5 業務実績書（様式3号） ※類似の業務実績がある場合のみ 6 納税証明書 ※直近1年の法人税、消費税（地方消費税を含む）、法人事業税及び法人市民税の納税証明書 ※提出日の3か月以内に発行されたもの（写し可） ※代表事業者及び構成員それぞれの納税証明書を提出してください
提出部数	1部
提出方法	事前に電話連絡のうえ、直接持参してください。 ※土・日・祝日は受付しておりません。
問合せ・提出先	〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号（ヨリネスしばた1階） 新発田市環境衛生課生活環境係 電話：0254-28-9120（直通）

8 質問の受付

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりです。

受付期間	令和7年5月21日（水）～5月26日（月）15時まで（必着）
提出書類	質問書（様式4号）
提出方法	電子メールで提出してください。 担 当：新発田市環境衛生課生活環境係 提出先：kankyou@city.shibata.lg.jp ※電子メール送信の際の件名は、「第3次新発田市環境基本計画策定支援業務委託に関する質問書（応募者名）」として送信してください。 ※送信後、必ず電話で担当へ連絡してください。 電話：0254-28-9120（直通）（平日9時～17時） ※質問は、協定書（様式第1号-3）第6条に定める代表者が行うものとします。
回答方法	令和7年5月28日（水）までに市ホームページに回答を掲載します。

9 企画提案書の提出

参加表明書提出後に以下のとおり、企画提案に係る書類を提出してください。

提出期限	令和7年6月20日（金）15時まで
提出書類	1 企画提案書（様式5号-1又は様式5号-2）及び任意様式 2 見積書（様式6号-1又は様式6号-2）及び内訳書（任意様式）
提出部数	10部（正本1部、副本9部）
提出方法	事前に電話連絡のうえ、直接持参してください。 ※土・日・祝日は受付しておりません。
問合せ・提出先	〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号（ヨリネスしばた1階） 新発田市環境衛生課生活環境係 電話：0254-28-9120（直通）
作成方法	(1) 作成方法 ア 表紙は、企画提案書（様式5号-1又は様式5号-2）とし、表紙の他は、任意様式により下記に示す記載すべき事項を簡潔にまとめ、A4版両面（文字サイズは11pt以上）で全5枚（計10ページ）以内に簡潔にまとめ、余白に通し番号を付してください。 イ 文章を補足するためのイラスト、イメージ図、又は図面等の使用は可とします。 (2) 企画提案書等に記載すべき事項 ア 仕様書及び別表「1 審査項目及び配点」に示された審査項目内容を踏まえ、具体的に提案してください。 イ 見積書（様式6号-1又は様式6号-2）には、履行期間中の本業務に係る費用の見込額に当該金額の消費税及び地方消費税に係る税率に相当する額を加算した額を提出してください。上限額については「4 提案上限額」に示すとおりとします。 ウ 内訳書（任意様式）は、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記入してください。

10 選定方法

第3次新発田市環境基本計画策定支援業務委託受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施のうえ、別表「1 審査項目及び配点」及び「2 採点基準」により評価し、最も評価の高い順に2者を契約候補者及び次順位候補者として選定します。

なお、本プロポーザルでは、企画提案内容の評価が一定の基準点数に達しないときは、当該企画提案を不採択とする最低採択基準点を設定します。最低採択基準点は、本評価基準の満点（100点）のうち60点とし、採択される企画提案がなかった場合は、再度プロポーザルを実施します。

(1) 審査（プレゼンテーション審査）

開催日	令和7年6月30日（月）午後 ※時間等の詳細は、別途通知します。
開催場所	新発田市役所本庁舎5階 会議室503
審査内容	(1) 応募者による企画提案書のプレゼンテーション審査 (2) 選定委員による企画提案に対するヒアリング

備 考	(1) プレゼンテーションは、参加表明書の提出順とします。 (2) プレゼンテーションは、応募者が1者の場合でも審査を行います。 ※その場合、当該応募者の評価点が最低評価点以上であれば、最優秀提案者として選定します。 (3) 出席者は、責任者を含め3名以内としてください。なお、欠席した場合は応募を取りやめたものとみなします。 (4) 説明は、1応募者につき20分以内（説明15分、質疑応答5分）とします。 (5) 開催当日に新しく資料等を提出することはできません。提出済みの企画提案書に基づき説明してください。 (6) プロジェクター等を使用する場合は、事前に申し出てください。プロジェクター及びスクリーンは、市で用意します。ただし、パソコン等の機器は持参してください。 ※プロジェクターはRGB（D-Sub）、HDMI入力対応 (7) 選定委員会における審査の内容は公表せず、また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。 (8) 提出書類が期限までに提出されなかった場合、又は提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とします。 (9) 最高得点が同点となった場合は、見積価格が低い応募者を契約候補者として選定し、見積価格も同額の場合は選定委員会で協議し多数決により決定します。 (10) 企画提案書の書類審査のみ実施し、プレゼンテーションを実施しない場合があります。
-----	---

(2) 選定結果

選定委員会の審査結果を踏まえ、すべての応募者に令和7年7月上旬に電子メールで選定結果を通知し、市ホームページでも公表します。

なお、選定結果に対する質問や異議には一切応じません。ただし、自己の評価結果に限り、希望する応募者に対し情報提供を行います。

11 契約に関する事項

(1) 受託事業者の決定

本市と契約候補者とは、業務実施に向けた協議（事前協議）を行い、必要な事項の確認及び調整を行います。契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次順位候補者を新たな契約候補者とし、同様の協議を行います。いずれの場合においても事前協議が整ったときは、その契約候補者と業務委託契約を締結し、受託事業者（受注者）として決定します。

(2) 責任及びリスク分担

責任及びリスク分担の考え方は、受託事業者は、実施する業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として受託事業者が負うものとします。

(3) 印紙税の取扱い

契約締結に際して、受託事業者には印紙税が課税されます（印紙税額については、税務署に確認してください）。

(4) 業務の詳細に係る協議

受託事業者は、企画提案書に従い誠意を持って業務を履行するものとしますが、業務の詳細は事前協議により決定することとしているため、提案内容の見直しが必要となることがあります。これら見直しに伴い発生する費用は両者協議の上、決定します。

12 委託業務開始前における準備体制

受託事業者は、本市と連絡を密にし、円滑な委託業務開始に向けて必要な準備を行うものとします。

13 その他留意事項

(1) 暴力団の排除

ア 契約の締結

契約候補者選定から本件契約締結の日までの期間において、契約候補者が上記 5-(2)-イに該当することが判明した場合、契約を締結しないものとします。

イ 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずる場合があります。

(2) 使用する言語及び通貨

本プロポーザル及び契約締結に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 接触の禁止

募集期間中は、本要項に定められた場合を除き、選定委員、所管部署（問合せ・提出先に同じ。）その他本件関係者に対して、本プロポーザルに関する情報収集等を目的とした接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(4) 応募の取下げ

応募書類を提出後、応募者の都合により応募を辞退することとなった場合には、応募辞退届（様式 7 号-1 又は様式第 7 号-2）を「14 担当課・問い合わせ先」に提出してください。その場合、当該辞退により本市に損害が発生した場合は、応募者が賠償するものとします。

(5) 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を、契約候補者選定前に変更することはできません。

(6) 応募及び選定結果の取消し

応募資格を失った場合、又は有しないことが判明した場合及び応募書類の記載に虚偽や不備があった場合は、その応募又は選定結果を取り消すこととします。

(7) 応募書類の取扱い

本市に提出した応募書類は、返却しません。また、応募書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。

(8) 応募書類の情報公開

本プロポーザルに係る応募書類は、新発田市情報公開条例（平成 14 年新発田市条例第 34 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求の対象となります。開示請求がなされた場合は、個人に関する情報、企画提案書や見積書等、公表することにより提案事業者の権利・競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがある情報、契約に係る事務に関し本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報、施設の安全維持に支障となる事項等を除き、情報公開対象となります。なお、開示決定等に当たっては、あらかじめ提案事業者の意見を聴き、情報公開条例の規定に基づき決定することとします。

(9) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

(10) その他

本プロポーザルのために公募資料以外の資料を本市から提供することはありません。応募者は、本市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。本市が提供する資料は、本プロポーザルに関わる目的以外に使用することを禁じます。また、目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。ただし、以下の情報については、この限りではありません。

- ・当該情報を知り得た時点で、既に応募者が保有していたことを証明できる情報
- ・当該情報を知り得た時点以降に、応募者による本要項の違反なしに公知となった情報
- ・当該情報を知り得た時点で、公知であった情報
- ・開示する権利を正当に有する第三者から開示を受け、入手した情報

14 担当課・問い合わせ先

新発田市環境衛生課生活環境係

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 新発田市役所1階

電話：0254-28-9120 FAX：0254-26-2296

メールアドレス：kankyou@city.shibata.lg.jp